

# ちょうど級 とうごう出産・子育て応援事業

◎問い合わせ 健康推進課 ☎0561・37・5813

妊娠から出産・子育てまでの様々な相談に応じながら、経済的な支援を行うため、妊娠届出時に面談を受けた妊婦を対象に5万円を、出生後に保健師などによる「赤ちゃん訪問」を受けた保護者を対象にお子さん1人あたり5万円を給付します。

令和5年3月1日を  
基準日として事業を開始します。

## 事業内容

妊娠届出からすべての妊婦・子育て家庭を対象に寄り添い、継続的な相談に応じる「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施します。

### ●伴走型相談支援

#### ・【初回・妊娠届出時】

妊娠届出時に保健師による面接を実施

#### ・【2回目・妊娠8カ月頃】

保健師による電話を実施、加えて希望する人に面談を実施

#### ・【3回目・出産後】

赤ちゃん訪問時に面談を実施

### ●経済的支援

・「出産応援ギフト」として妊娠届出後に妊婦1人当たり5万円を給付

・「子育て応援ギフト」として赤ちゃん訪問後に子ども1人当たり5万円を給付

※所得制限なし



### ◆事業イメージ



## 対象者給

令和4年4月1日以降に妊娠・出産した人で、申請日に東郷町に住民票のある人

※他の自治体で受給済みの人は対象外です。

(1) 令和4年4月1日から令和5年2月28日までに出産した人

出産応援ギフト (5万円)、子育て応援ギフト (5万円)

▷郵送でアンケートと申請書類を3月初旬頃から順次郵送します。

(2) 令和5年2月28日までに妊娠の届出をして、令和5年3月1日以降に出産予定の人

出産応援ギフト (5万円)

▷郵送でアンケートと申請書類を3月初旬頃から順次郵送します。

(3) 令和5年3月1日以降に妊娠の届出をされる人

出産応援ギフト (5万円)

▷妊娠届出時の面談後に、申請。

(2)(3)の人の子育て応援ギフト(5万円)については、赤ちゃん訪問で産婦と面談時に申請書をお渡します。

※スケジュールは今後変更になる可能性があります。

詳しくは町ホームページをご確認ください。



応援事業ホームページ

## 申請方法